

令和5年度  
防府市危険空き家等解体費補助金  
【危険空き家の募集期間を延長しました】

市内にある危険空き家および老朽空き家（以下「危険空き家等」という。）の解体を促進し、地域の生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの推進を図るため、危険空き家等の所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

令和5年度の募集のうち、**危険空き家**について募集期間を延長しました。

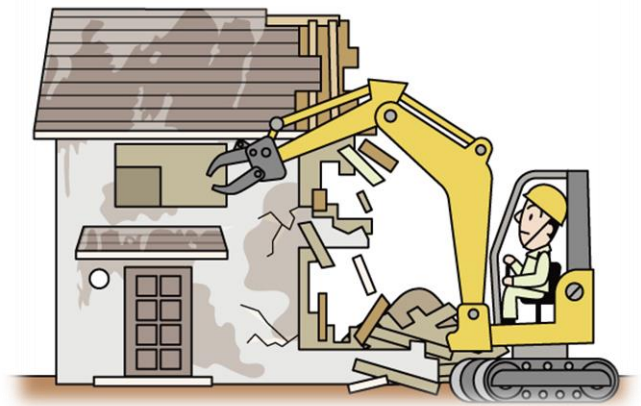
》募集件数（受付期間の延長後）

- 危険空き家：7件程度

》補助金の上限額

- 危険空き家：50万円（※）

※離島（野島）の場合は、船舶賃貸料等に応じた加算があります。



》事前判定申請の受付期間

令和5年11月22日（水）まで（必着）

》危険空き家の交付申請の受付期間

令和5年11月30日（木）まで（必着）

（募集件数に達し次第、受付を終了します。）

【募集期間の延長後の注意点】

- ✓ 老朽空き家は、募集件数に達したため、9月29日（金）をもって交付申請の受付を終了しました。
- ✓ 令和5年度中に実施した事前判定により、老朽空き家と判定された場合であっても、今年度の補助金の交付は受けられません。

問合せ先

防府市駅南町13-40 山口県防府総合庁舎別棟  
防府市土木都市建設部都市計画課 空き家対策室  
電話：0835-25-2238 FAX：0835-25-2218



》補助の対象となる危険空き家：以下の要件を満たすもの

危険空き家

- 主として居住の用に供する建築物であって、概ね 1 年以上居住その他の使用がないもの（長屋または共同住宅の住戸を除く。併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）
- 木造または軽量鉄骨造のもの
- 個人が所有するもの
- 空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けていないもの
- 公共事業の補償の対象となっていないもの
- 補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでないもの
- 市で行う不良度測定（事前判定）の結果、評点が 100 点以上で、周囲への危険性があるもの

》補助対象者：以下の要件を満たす方

- ①、②のいずれかに該当する方
  - ① 所有者または相続人、あるいは相続財産の清算人・成年後見人等で危険空き家を処分する権限を有するもの
  - ② 危険空き家が所在する土地の所有者または相続人、あるいは相続財産の清算人・成年後見人等（いずれも危険空き家の所有者または相続人から解体の同意を得たものに限る）
- 防府市税の滞納がない方
- 暴力団関係者でない方

》補助対象事業

危険空き家を解体し、所在土地を更地（危険空き家以外の建築物、工作物、立木および動産等の全てを除却）にする、市内の解体業者に依頼して行う工事で、令和 5 年 12 月 25 日（月）までに完了するもの

》補助対象経費

補助対象工事に要する費用（危険空き家以外の建築物の除却に要するもの、樹木、塀等の撤去・処分に要するものおよび家財道具、車両等の移転または処分に係るものを除く）

》補助金の額

補助対象経費（消費税等を除く）または危険空き家の延べ面積に国土交通大臣が定める不良住宅等除却費（円/㎡）を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 以内

◆補助金の上限額：【危険空き家】50 万円（※）

※離島（野島）における危険空き家の解体：船舶を賃借して廃棄物を運搬する場合は、その費用（消費税等を除く）の 2 分の 1 かつ 50 万円を超えない額を限度に加算

》注意事項

- 補助金の交付決定前に契約または着手された事業は補助の対象になりません。
- 申請者 1 人に対し、同年度中に補助の対象となる危険空き家は 1 戸のみです。
- 他の補助金等の交付の対象となる事業は、補助の対象になりません。

## 各申請等に必要な書類

### ▼ ①事前判定申請

- 危険空き家等判定申請書【第1号様式】
- 位置図、現況写真
- 固定資産税・都市計画税納税通知書または登記全部事項証明書の写し

### ▼ ②交付申請

- 補助金交付申請書【第3号様式】
- 事業実施計画書【第4号様式】
- 危険空き家の所有者等であることが確認できる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書または登記全部事項証明書の写しにより確認できる場合は、不要）
- 解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- 離島（大字野島地内）における危険空き家の解体で、船舶を賃借して廃棄物を運搬する場合は、その見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- 解体業者の建築工事業、土木工事業もしくは解体工事業の許可書または解体工事業の登録通知書の写し
- 防府市税の滞納がないことを証する書類【課税課又は市内の各出張所で交付】

### ▼ ③完了報告

補助対象事業が完了した日から30日以内に提出してください。

- 完了報告書【第10号様式】
- 解体工事の工事請負契約書の写しまたは請書の写し
- 補助対象事業に係る解体業者の請負代金領収書の写し
- 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票E票）等の写し
- 補助対象事業の完了を確認できる写真

### ▼ ④変更申請

交付決定を受けた補助対象事業の内容などを変更しようとするときは、市に事前相談をしてください。

- 補助金変更申請書【第8号様式】
- 交付申請時に添付した書類のうち、変更に関係する書類

※①～④について、要件等の確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。  
※所有者等以外の方が手続きを代行する場合は、委任状【第15号様式】が必要です。

### ▼ ⑤補助金の請求

完了報告後、市が指定する期日までに提出してください。

- 請求書【第12号様式】

### ▼ ○その他（関係書類の整備等）

補助対象事業の実施および経費の収支に関する書類を翌年度の初日から起算して10年間保管してください。

## 事前判定申請から補助金交付までの流れ

